

中国の「平和的台頭」と国際法秩序

—— 30年の総括のための視点をさぐって ——

王 志 安

- I はじめに
- II 「平和的台頭」——国際秩序に対する中国の基本姿勢の宣言
 - 1 中国の大国化と中国脅威論
 - 2 「平和的台頭」にこめられた新しいビジョン
- III 平和的台頭と国際法秩序に対する中国の見方
 - 1 平和的台頭と中国国際法学の新たな転機
 - 2 「平和的台頭」でみる中国国際法学の総括
- IV 結びにかえて——国際法秩序の受容をどう評価すべきか
 - 1 制度・法規範の受容と実用主義
 - 2 受容と抵抗の狭間

I はじめに

2003年中国の国際関係関連の学界において一つの新しいフレーズが作り出され、たちまちホットな話題となった。中国の平和的台頭(中国語では平和崛起、英語では peaceful rise)である。これからの中国の発展方向に関する政策的決意を込めたフレーズであるが、外交政策論、国際関係論、国際法学、国家大戦略論などの中国の学問世界にも大きな関心を集めた。

八四

中国と国際法の関係を、中国の対外開放政策が遂行されてからの30年という時間的スパンで検証するため、筆者は中国各地で資料の収集・検証、中国の国際法学者との意見交換を行ってきた。その過程で、このフレーズ

をめぐる中国学者の思考をまず検証すべきだと強く感じた。未来志向であるはずのこのフレーズは、開放政策以後の中国と国際法の関係を総括する上でも重要な意義を持たせられているからである。平和的台頭は未来だけでなく過去と現在にも関連し、中国国際法の過去・現在と将来を結びつける全体的方向性を指し示すものとされている。つまり、このフレーズは国際法秩序に対する中国の姿勢をさぐるための基本的枠組みとして用いられていると同時に、ここ 30 年の中国と国際法の関係を総括するための基本視点としても利用されている。

中国の国際法学において、「平和的台頭」は主に国際法秩序に対する受容ないし挑戦にかかわる側面から捉えられ、既存の国際法秩序を基本的に受容できるものとする一つの基本理念である。言い換えれば、既存の国際法秩序に革命や劇的な変革を引き起すことなく、平和的調整・協調を通して力の変化に伴う法秩序の不可避的な変革を実現させてゆくという考え方である。このような理解は中国の政策目標として国際法秩序に対するその今後の基本姿勢を捉えるための一つの意義ある視角であろう。しかし、国際法にかかわるこれまでの中国の実行・理論・思考を「平和的台頭」の視点で総括することとなれば、これが果たして妥当なものであるかどうかあるいは意味のあるものであるかどうかは決して自明なことではない。

他方、これからの中国と国際法秩序の関係を「平和的台頭」の視点から解明するためには、これまでの中国の発展が既存国際法秩序との関連で平和的変革のプロセスをたどってきたものであるかどうか、という問いにまず解答しなければならない。開放政策以来の 30 年の総括は中国の対外政策の展開を的確に捉えるための大切な作業であるからである。

八三 この論稿はここ 30 年国際法秩序に対する中国の受容または挑戦に関連する中国の実行・理論・思考を「平和的台頭」の意味合いに照らしながら検証し、中国と国際法の関係を体系的に分析するための一つの基本的視座を確かめることを目的とする。そのため、まず、「平和的台頭」というフレーズの提出背景を明らかにする。次に、「平和的台頭」が中国の国際法学界に

においてどのように受け取られているかを分析する。さらに、その上、このフレーズがここ 30 年の実行・理論・思考を総括するための基本視座として妥当なものであるかどうかあるいはどのような意味をもつかを考察する。

II 「平和的台頭」——国際秩序に対する中国の基本姿勢の宣言

「平和的台頭」が打ち出される背後には、経済発展を中心とした中国の勃興とりわけ大国化に伴って展開されている中国脅威論への対応の必要性という直接のきっかけがあった。このフレーズは政府の政策ブレインによって考案され、政府公認で国際秩序に対する中国の基本姿勢の宣言となっている。それゆえ強い政治的・政策的色彩をもつ。そこから読み取られるのは、既存の国際秩序を基本的に受容できるものとし、国際社会における中国の発展プロセスを平和的に展開してゆくという中国政府の温和的な政策志向である。

1 中国の大国化と中国脅威論

中国の経済発展を中心とした急速な大国化は既存国際秩序にとって脅威をなすものであるかどうか。もしそうであるならば、それはどのような意味での脅威であるか。こうした問いは 90 年代に入って中国台頭論あるいは大国化論⁽¹⁾とともに展開される中国脅威論⁽²⁾の出現とそれをめぐる論争によって、国際関係論を中心に大きな関心が寄せられてきた。

中国脅威論はかつてから存在し、中国の崩壊から中国の覇権にいたるまで、異なる時代で異なる関心事をめぐってさまざまな角度から分析され、多様なシナリオで描かれていた。ここでは、主に中国の発展が遂げられたことに伴う強国の出現と既存の国際秩序への挑戦の関連でこれを取り扱

八二

(1) 阎学通『中国崛起——国際環境評価』（天津人民出版社、1998年）。

(2) そうした議論をまとめたものとして、Denny Roy, “The ‘China Threat’ Issue: Major Arguments”, *Asian Survey*, Vol. 36, 1996, pp. 758-771.

う。

この側面からみた場合、中国脅威論は主に、中国の経済発展に伴う力の増強が必然的に既存の国際秩序に対する挑戦をもたらすと論ずるものとなる。たとえば、次のような主張である。「中国はいま弱い国から強国の一つに自らを変身させる過程にある。将来、中国はしなければならないことをするのではなく、自らが望むことをする可能性を手に入れる」⁽³⁾。また、これまでの旧ソ連からの脅威と異なり、「中国は弱い経済力の上に築かれた強大な軍事力ではなく、相当な軍事的力を作り出す強い経済力をもつ国である」⁽⁴⁾。さらに、「中国は現在アメリカの安全保障上もっとも重大な脅威を与える国であり、予見可能な将来においてもそうであるに違いない」⁽⁵⁾。

他方、脅威論と異なるが、中国の大国化と国際秩序の安定の相関関係は中国の学者にとっても現実的課題である。つまり、中国の現在と将来の発展は中国社会の近代化レベルの向上と世界秩序の構造におけるその役割の変化を伴って現れ、同時に国力の増大とそれに伴う国際政治構造に対する衝撃を伴って現れるものである。責任のある対応を自覚する必要があるというわけである⁽⁶⁾。

中国脅威論の出現について大国の勃興による衝撃のほか、まず指摘できるのは中国独特の社会体制、社会主義イデオロギー、中華思想を内実とする価値観への強い警戒感である。「米国が中国を国際経済秩序に取り込んでいるのか、逆に中国が民主主義を重視しない国際政治秩序に米国を取り込んでいるのか、それがわからないことだ」⁽⁷⁾というような懸念が示唆した

(3) Nicholas D. Kristof, “The Rise of China”, *Foreign Affairs*, Vol. 72, no. 5 (November/December 1993), pp. 59-74.

(4) Richard Bernstein and Ross H. Munro, *The Coming Conflict with China* (New York: Alfred A. Knopf, 1997), p. 19.

(5) Bill Gertz, *The China Threat: How the People’s Republic Targets America* (Washington, DC: Regnery, 2000), p. 199.

(6) 杨文静「大国崛起理论探析」『现代国际关系』2004年第6期。

(7) 加藤洋一、コラム、朝日新聞2007年2月22日15頁に参照。また、ジェ

ように、既存の主要大国がもつ価値観との違いから、中国の勃興が既存の国際秩序に与える影響は大きさだけで語り切れず、その質的側面あるいは革命的性格で議論されることが多い。これとは対照的に、印度の大国化に関連して脅威論の展開がそれほど盛んではないのである。

国際関係論上、大国の勃興に伴う脅威論はこれまでの既存の理論解析に照らしてみれば相当な裏付けをもつ。発展途上の大国は経済発展を持続させ実力を蓄えた結果、必然的に国際政治構造と秩序に大きな影響を与えるものとなってゆくと広く認識される。その際、脅威とは国家の拡張的性格、国家の勃興過程における戦争の可能性、そして覇権の大国への挑戦による秩序の衝撃といった側面から捉えられる。つまり、強国の本質は拡張であり、それを阻止する強大な力が存在しなければ、拡張の傾向は領域的拡張の結果を伴って展開される⁽⁸⁾。国家の拡張的要求が競合し、協力的な解決案に合意することができない場合、軍事的衝突は最善手段として使われる。結局、国際秩序の現状に満足する大国は考えられないから、国際秩序についての革命・修正・現状打破といった表現が大国の勃興をめぐって当然のように用いられているのである⁽⁹⁾。

国際関係論から中国脅威論の理論的根拠を具体的に探ると、①歴史的方法論、②現実主義理論、③社会的構成主義理論という3つの理論的視点がよく使われていることがわかる。

まず、歴史的方法論からみれば、そもそも人口・領域・文明という側面で大国である中国の強大国としての台頭は必然的に西側を中心に構築され

ムス・マン（渡辺昭夫訳）『危険な幻想——中国が民主化されなかったら世界はどうなる？』（PHP 研究所、2007年）。

(8) Martin Wight, *Power Politics* (Edited by Hedley Bull and Carsten Holbraad, Leicester University Press, 1978), pp. 144.

(9) John J. Mearsheimer, *The Tragedy of Great Power Politics* (Norton & Company Ltd., 2001), pp. 18-19; Douglas Lemke and William Reed, "Power is not Satisfaction", *Journal of Conflict Resolution*, Vol. 42, August 1998, pp. 511-516.

た国際秩序に対する挑戦となり、既存大国の既得利益を脅かすものとなる。これに関連して広く読まれたのは『大国の興亡』という書物である⁽¹⁰⁾。大国の出現は多くの場合戦争を伴うものであるという結論は、この本に展開された歴史的考察から得られたものである。そうした認識は中国脅威論を支える直観的な理論根拠として使われている。ただ、歴史的方法論がしばしば理論的厳密性を欠くものとして批判されるのも事実である。実際、第2次大戦後のドイツ、日本が成し遂げた発展・大国化は既存の国際秩序に破壊的な衝撃を与えたわけではない。

次に、国際関係論の現実主義理論が中国脅威論を支える重要な論拠を提供できるものとして受け取られている。現実主義者は国家を国際秩序の最も重要な主体として捉え、大国の勃興に伴って国家間関係の変化が避けられないとする。力の変化に伴う秩序の変化は不可避的であり、それが現実となった場合、妥当な対応策を見出すことが急務となる⁽¹¹⁾。また、国際政治における力の追求は国家存続の現状の下では自然な営みとなる。それゆえ中国が一旦経済的に成功を取れば、それが必然的に政治的・軍事的な強国となり、地域的ないし世界的覇権を求めるものとなると、多くの現実主義者は断言するのである⁽¹²⁾。

理論上、具体的な分析枠組みとしてよく使われたのは国際社会の力優勢理論や力移転理論⁽¹³⁾である。これらの理論は国家の力の変化と移転を体系的に描き出すことを追い求める。その基本認識によれば、後進してくる大

(10) ポール・ケネディ著／鈴木主税訳『大国の興亡（上・下）』（草思社、1993年）。

(11) E. H. Carr, *The Twenty Years' Crisis 1919-1939: An Introduction to the Study of International Relations* ((First Ed. London, Macmillan, 1939) Palgrave, 2001), p. 84. 日本語翻訳は井上茂訳『危機の二〇年』（岩波書店、一九六五年、文庫版）。

(12) その典型的なものとして、John J. Mearsheimer, “China’s Unpeaceful Rise”, *Current History*, April 2006, 160-162.

(13) A.F.K. Organski, *World Politics* (Alfred A. Knopf, 1968), pp. 101-102.

国は現状に満足せず、早かれ遅かれ国際秩序にとっての挑戦者の姿を現し、すでに形成された力の優勢をもって世界を律する規範を改めることになってゆく。そもそも、国家は自らの力を絶えずに行使し他国に影響力を及ぼしていくことを通して現実の力を手に入れる。また、実力の拡張は力の移転を伴い、力の移転は必然的に現行秩序の変更をもたらす。戦争はそうした変更の主たる推進力である。それゆえ、国際構造と秩序の主導的な地位にある諸国にとって、後進してくる大国の台頭は当然のように脅威となり、戦略的な挑戦者の現われとなるのである⁽¹⁴⁾。

さらに、文化的視点あるいは社会的構成主義の視点から中国脅威論を説いた考えもある。たとえば、A. Johnston は、国家の戦略的文化はその追求する戦略に大きな影響を与えるものであるとした上、中国の戦略的文化の性格は拡張主義であり、現実政策 (realpolitik) の主たる特徴を内包するものとみる⁽¹⁵⁾。彼から見れば、中国の現実の戦略的文化は儒教思想とは異なる。「中国の生きている戦略的文化は明らかに西側の現実政策の伝統的な主たる要素とそれほど大きく異なったものではない。今日の中国事情は、冷戦下の核戦争推進者ももつ、あるいは 19 世紀の社会進化論主義ももつような敵国の性格付けや暴力の実効性に関連する同様な諸原理を共有し、確信的な現実政策の一つとして分類されるものである」⁽¹⁶⁾。

そのほか、中国の対外的姿勢・行動の分析を中心に中国脅威論の背景を探るものもある。たとえば、Yee は 1993 年から現れる中国脅威論の背景を以下のような要因に集約する。① 1970 年代末から中国の急速な経済発展。② 中国の権威主義的な社会主義政治体制。民主主義国家同士は戦争をしないという基本テーゼもあって、中国のような、非民主主義的な社会主義国

(14) そうした理論に対する解析について、傅梦孜「中国崛起与国际秩序的和平演变」『现代国际关系』2005 年第 10 期 18 頁。

(15) Alastair I. Johnston, *Cultural Realism: Strategic Culture and Grand Strategy in Chinese History* (Princeton University Press, 1995), p. 31.

(16) *Ibid.*, p. 258.

家は地域と世界安全に対する大きな脅威を構成するものであると解されている。③中国の軍事力の増強およびそれによる地域安全保障への影響。特に近隣諸国との間に領土紛争を抱えていることもあって、軍事力の増強は一層緊張関係を強めた。また、地域における中国の戦略的拡張の兆候が見られる。領域・資源に対する積極的な主張と行動、最先端武器の開発・購入による軍の近代化、台湾の独立動きに対する強硬な立場などがあげられる。④中国の民族主義の台頭、とりわけアメリカに向けられた敵対感情の高まりなどである⁽¹⁷⁾。

他方、中国の勃興または脅威論に刺激され、既存の国際秩序に及ぼす中国台頭の影響についての実証研究が多く見られる。その中、中国脅威論に対する否定的・批判的見方も多く存在する。たとえば、中国は経済的にも軍事的にもまた弱く、西側にとって脅威ではない、というような考えである。それによれば、近隣諸国やアジア地域にとって中国の発展は一定の脅威を構成するが、強力なライバル国や潜在的敵対国が数多く存在する世界において、中国は依然弱い大国にとどまり、アメリカの戦略的優位性に大きな挑戦を構成するものではない⁽¹⁸⁾。

つまり、たとえ中国の台頭が現実となったとしても、国際秩序に与える影響は限定的であるとみるのである。地縁政治の環境からみれば、中国の台頭は歴史上の英国やアメリカの台頭と比べても一層困難であり大きく制約される。まず、一極主義という鮮明な特徴をもつ世界においてアメリカの覇権の影響が非常に大きい。しかも、アメリカは一貫して自らの安全保障の戦略的覇権地位に対するいかなる挑戦にも敏感に反応し、しばしば抑止的な政策目標を展開する⁽¹⁹⁾。他国の軍事的強化がその安全保障に対する

(17) Herbert S. Yee (Edi). *China Threat: Perceptions, Myths and Reality* (Richmond, Surrey, GBR: Curzon Press Limited, 2002), pp. 204.

(18) Andrew J. Nathan and Robert S. Ross, *The Great Wall and the Empty Fortress: China's Search for Security* (New York and London: W. W. Norton, 1997).

脅威をなすものであると受け止めるだけでなく、経済の力強い発展、ひいてはその自らの文化と異なる文化の流行も脅威と解する。実際、アメリカの現実主義者の認識では、中国が21世紀においてアメリカの覇権的地位に挑戦できる唯一の新たに台頭する国家であるため、それに対するアメリカの抑止政策も決定的・持続的・全力的なものでなければならない。

いずれにしても、中国脅威論をめぐる論争は中国の発展に対する予測とその対外政策の方向性の読み方に相当頼っている。そのため、描かれたシナリオは数多く存在し不確実性をもつ⁽²⁰⁾。

2 「平和的台頭」にこめられた新しいビジョン

中国の台頭はある程度すでに既存の現実である。特にその経済発展のスケールと影響力は戦後高度成長を遂げた日本、韓国、東南アジアの新興工業国と比較しても遥かに大きい。これこそ、中国脅威論をめぐる論争の現実的な土台である。事実として発展を遂げた国は第2次大戦後数多くある

(19) 一極・多極世界における力の構造および超大国アメリカの行動様式の分析について、サミュエル・ハンチントン（鈴木主税訳）『文明の衝突と21世紀の日本』（集英社新書、2000年）36-45頁。

(20) たとえば、アジアにおける中国の将来の役割に関して、Shambaughは7つの可能性を示した。①アジアにおける覇権。支配的な力を手に入れるまでに低い姿勢を保ち、平和的発展を可能にする時間的猶予を獲得することにとりあえず専念する着想が中国の戦略的文化の中に潜んでいる。②主たる大国の競争相手。特に米国と中国の衝突が避けられないものとする考え。③同盟関係の中心。④大国の協調。⑤大国の共存。⑥規範的な共同体。これは、一連の規範的規則を共有し、より広い集団的利益のためにそれらの規則に拘束されることに同意する広範囲な地域的な国家共同体の出現を意味する。実際、地域秩序にかかわる制度、組織および規範の生成に関して、中国はこれまで積極的に関与してきている。⑦複合的な相互依

七
六

存。David Shambaugh, “Introduction: The Rise of China and Asia’s New Dynamics”, in Shambaugh, David, editor. *Power Shift: China and Asia’s New Dynamics*. (NJ, USA: University of California Press, 2006), p. 12-16.

が、既存の国際秩序に大きな衝撃を与えるようなものはほとんどなかった。世界人口の五分之一を占める中国の台頭は世界に大きな激震をもたらす潜在的可能性をもつ。中国脅威論を語る視点の背後にはそうした憂慮の存在が明らかである。一大国の台頭はたとえ平和的台頭であっても世界資源の再配分を促し、既存の国際秩序と力構造に大きな衝撃をもたらすのである。それゆえ、勃興する国にとっても台頭に伴う秩序への衝撃をどう対処すべきかが重要な課題となる⁽²¹⁾。

まさにそうした現実と中国脅威論の展開を踏まえて、中国政府は国策として平和的台頭を打ち出したのである。換言すれば、「平和的台頭」論は中国脅威論に反論するためあるいは中国の発展に伴って広がる世界秩序の安定性に対する懸念を払拭するために策定されたものである。

中国の発展方向への懸念を取り巻く厳しい国際情勢を前にして、2003年1月胡錦濤総書記は中国発展の道に関する問題についての研究を展開するよう指示を出した。これを受けて、中国共産党党校副学長・中国改革開放論壇理事長鄭必堅が2003年11月中国海南島ボアウ（博鳌）で開かれたアジアフォーラムにおいて「中国の平和的台頭の新しい道とアジアの未来」を題とする講演の中で初めて平和的台頭の構想を打ち出した⁽²²⁾。それ以来中国の政治指導者やメディアが頻繁に「中国の平和的台頭」というフレーズを使うようになった⁽²³⁾。

(21) 刘建飞「和平崛起是中国的战略选择」『世界政治』2006年第2期38-39頁。

(22) 郑必坚「中国和平崛起新道路和亚洲的未来——在博鳌亚洲论坛的演讲」、同『论中国和平崛起发展新道路』（中共中央党校出版社、2005年）所収1頁。康绍邦「中国的和平发展道路与国际战略」『中共中央党校学报』2006年8月第19卷第4期104頁。

(23) たとえば、2003年12月9日温家宝総理の訪米時の演説（人民日報12月11日）、2003年12月26日毛沢東誕生日100周年座談会における胡錦濤の講話（人民日報12月27日）、2004年3月14日温家宝総理の中国と外国記者の会見（人民日報2004年3月15日）。

2003年12月9日温家宝総理がその訪米時の演説で中国の平和的台頭の内実を詳細に説明した。すなわち、①中国の台頭は世界平和のよい機会を捉え、発展を遂げることである。自らを発展させると同時に世界平和をも維持する。②中国の台頭は自らの努力に力点を置き、独立・自主的に国内市場を開拓し、新たな改革の機運を作り出すことである。③中国の台頭は世界に依存するものであり、開放政策を遂行し平等互惠の原則に基づきすべての国との経済貿易関係を発展させることである。④中国の台頭は長い時間を要するものであり、何世代の人々の努力を必要とする場合もある。⑤中国の台頭はいかなる国も害せず脅威を与えない。中国は現在覇権を求めておらず、将来強国となったとしても覇権を求めない。

このように、平和的台頭の政策の中に新たな対外的メッセージが込められた。その主な狙いは、中国が大国として台頭しつつあるという現実と国際社会がそれに対して抱いている懸念を念頭に、中国発展の方向性と戦略的意図を明快に示すところにある。

こうしたメッセージは中国国内にはもちろん、国際社会においても相当な関心が寄せられている⁽²⁴⁾。前に述べた平和的台頭の現実的可能性のほか、概念用語の適切性、政策選択としての妥当性、大戦略としての意義といった側面をめぐって議論が展開されている。

まず、概念用語の適切性について議論がある。台頭という表現は、謙遜や低い姿勢で世界に接するという鄧小平が提唱した「韬光養晦」⁽²⁵⁾の国際戦略に抵触する一面もあり政府の公式な立場として適していない、という異論が出された。これを配慮した結果、政府の公式立場においては「台頭」

(24) Morton Abramowitz and Stephen Bosworth, “Adjusting to the New Asia”, *Foreign Affairs*, Vol. 82, no. 4 (July, August 2003), pp. 119-131; David C. Kang, “Getting Asia Wrong: The Need for New Analytical Frameworks”, *International Security*, Vol. 27, no. 4 (Spring 2003), p. 57-85.

(25) この概念の意味についてIV節の1に参照。

が使われなくなり、その代わり平和的發展が定着するようになった。実際、2004年8月22日胡锦涛総書記が鄧小平誕生100周年記念大会で「平和的發展」の道を堅持するという談話を発表した。そして、2005年12月中国國務院新聞事務室が政府白書『中国の平和的發展の道のり』を公表した。これ以後「平和的台頭」は急速に政府の公式文書から姿を消したのである。

ただ、学界においては平和的台頭が依然として広く使われている。このフレーズは中国の大戦略を現すものとして現実に適した価値のある用語であるとされる⁽²⁶⁾。大国としての中国の台頭はすでに客観的現実であるという判断があったからである。發展だけ語ることにとどめるべきではなく、その大きな潜在的影響をも意識しなければならない。つまり、「發展」は絶対的な量の拡大であり、自らの成長であるのに対して、「台頭」は相対的な量の概念であり、他国との差を縮めることを意味する⁽²⁷⁾。また、「發展」や「豊かさ」と異なり、「台頭」は国際社会における非常重要的な大国あるいは僅少の主要大国の一つ、ひいては最も重要な大国となることをさすものである⁽²⁸⁾。台頭の過程は国際社会における国家の地位の絶えない上昇であり、最強国の地位への接近のプロセスとなる。それゆえ平和的發展よりも平和的台頭の方が中国外交の指針としての役割をより適切に果たすことができるというわけである⁽²⁹⁾。

次に、平和的台頭を政策的選択として打ち出すことが妥当であるかどうかについても多くの議論がなされた。中国学者の理解を整理すると、政策選択としての妥当性はいくつかの側面から見出される。①平和を望む中国の伝統的価値に適したこと。平和的台頭は中国の願いの表れである。この

(26) 刘建飞、前掲論文（注21）36-37頁。

(27) 阎学通「“和平崛起”的分歧、意义及策略」『中国社会科学』2004年第5期52頁。

(28) 门洪华「中国和平崛起的国际战略框架」『世界经济与政治』2004年第6期14-19頁。

(29) 裴远颖、冯昭奎「关于“和为贵”、“和而不同”、“和平崛起”辨析」『世界经济与政治』2004年第9期1頁。

願いは平和を望む中国人の文化と理念に合致する。②平和を望む世界的趣向との適合性。今日の国際情勢の全体に見わたる時、平和的台頭は時代の趣向に適した現実的選択である。中国の基本認識にあっては、「武力行使または武力による威嚇を通じて自国の利益を実現するいかなる行為も、他の民族の利益を犠牲にして自らの民族利益を実現するいかなるやり方も、人類の歴史の発展潮流に逆らうものであり、世界各国人民の利益に適合するものではない」⁽³⁰⁾。もちろん、「平和的台頭」でいう「平和」は武力を使わないことを意味するのではなく、戦争のない状態として定義されるべきだということである。つまり、「平和」を軍事的な暴力行為のない安全状態として定義すれば、「平和的台頭」はあり得なくなる。むしろ、強い国防力を構築し、戦争で中国の台頭を抑止しようとする大国に耐え難い負担を強いることが重要である。また、平和的手段で台頭を実現するために、高度な戦略的能力が必要であり、戦争で勝利を勝ち取る能力だけでなく、戦争を抑止する能力も必要である⁽³¹⁾。③避けられない必然の選択。グローバル化時代の到来により、中国に平和的台頭のほかに選択できる道はもはや存在しなくなっているということである。④国家のソフトパワーを高める必要性。中国において、ソフトパワーは、ジョセフ・S・ナイの概念⁽³²⁾が参照されつつ、「中核的価値、政治制度、文化理念と民族精神などの要素を内包する力の資源およびこれらが国家の行動に内在化されたことにより、発生する影響力と駆動力である」と定義されている⁽³³⁾。中国と世界の関係から

(30) 胡锦涛「在纪念中国人民抗日战争暨世界反法西斯战争胜利 60 周年大会上的讲话」『人民日报』2005 年 9 月 4 日。

(31) 阎学通「和平崛起与保障和平——简论中国崛起的战略与策略」『国际问题研究』2004 年第 3 期 12 頁。

(32) ソフト・パワーとは自らが望む結果を他者も欲するようにし向けること
であり、人々に強制するのではなく、味方に付けようとするものである。J.
S. Nye, Jr., *Soft Power: the Means to Success in World Politics* (manufacturer, 2004), p. 5.

(33) 刘杰「中国软实力建设的几个基本问题」刘杰主编『国际体系与中国的软

みると、「平和的發展」または「平和的台頭」により並みいる世界の民族の中で、文明大国という中国のイメージを打ち立てる必要がある。文明の歴史が語るように、いつの時代であれ、真に強くて偉大な民族は先進的な文化に導かれ、高い文化水準を持っている⁽³⁴⁾。それゆえ平和的台頭は中国が世界に示した魅力のある知的構想でもある。

III 平和的台頭と国際法秩序に対する中国の見方

平和的台頭をめぐる国際関係論上の議論にも関連して、中国の国際法学において平和的台頭が中国と国際法秩序の関係の過去、現在と未来にかかわるものとして広く議論されている。ここでは、まず簡潔に現在と未来についての議論をまとめ、過去の総括に関しては若干詳細に検証する。

1 平和的台頭と中国国際法学の新たな転機

平和的台頭の戦略をきっかけに、これからの中国が既存の国際法秩序にどのように向き合うべきかという問題意識が国際法学界において沸き起こり、多くの政策的提言を伴って展開されている⁽³⁵⁾。平和的台頭は明らかに中国国際法学の発展の一つの新たな転機となっている。具体的には2つの側面で現れる。一つは、既存の国際法秩序を基本的に受容できるとする一つの基本認識として平和的台頭の原理を打ち立てることである。もう一つは、既存秩序をより妥当なものに見直してゆくための価値判断の基準を平

力量』（時事出版社、2006年）所収103頁。

(34) 鄭必堅「中国和平崛起过程所面临的三大考验」『人民日報（海外版）』2006年4月10日。

(35) 周忠海編集代表『中国的平和發展与國際法』（中国政法大学出版社、2006年）。また2004年12月中国社会科学院国際法研究センター主催の「中国的平和發展与國際法」の学術研究大会が開催された。これについて「『中国的和平發展与國際法』学術研讨会综述」『法学研究』2004年第1期149-159頁。

和的台頭の理念から確立し、国際法秩序の新たな発展方向を探ることである。

まず、平和的台頭を一つの理念または一つの構想・想像・推論の土台として捉え、国際法秩序に対する中国のこれからの基本姿勢を打ち立てようとする試みが多く見られる。既存の国際法秩序に対する受容・肯定がその主流的傾向とである。

国際情勢の全体図に関して、中国の学者は平和・発展・協力というキーワードで捉える傾向が強い⁽³⁶⁾。こうした認識は、平和的台頭の戦略は今日の国際社会の時代的要求を的確に捉え、妥当性をもつものであると論証する上でも大きな意義をもつ。北京大学教授饶戈平は次のように指摘する。「今日の世界は、国家間の相互依存が深まるグローバル化の時代となり、平和、発展および協力を基調とする時代であると同時に、公正・合理的な国際政治・経済秩序を追求する時代でもある」⁽³⁷⁾。こうした認識は、世界大戦が不可避的なものであるとする開放政策以前の基本認識と大きく異なり、中国の外交政策の展開に大きな意味をもつ⁽³⁸⁾。

こうした基本認識から、平和的台頭は国際法に対する中国の基本姿勢を宣言するものであり、重要な意義をもつとされる。具体的に①平和的台頭論は、国連憲章の趣旨と目的に完全に合致し、一般に認められる国際法規則に適合する。②平和的台頭論は平和・発展・協力を基本とし、自主的外交政策を展開し、平和的発展の道を進めると同時に、世界の平和を維持し諸国との共同発展を促進することを必要とする。③平和の維持に焦点をあ

(36) 国際秩序の全体情勢について、「平和、発展、民主、法の支配」をその主流的傾向とする認識が中国において広く存在する。俞新天編集代表『在和平、发展、合作的旗帜下——中国战略机遇期的对外战略纵论』（中共中央党校出版社、2005年）197頁。

(37) 饶戈平「国际法律秩序与中国的和平发展」『外交评论』2005年12月第85期48頁。

(38) 杨洁勉「试论中国在和平共处中的和平崛起——纪念和平共处五项原则创立50周年」『毛泽东邓小平理论研究』2004年第6期55頁。

てるこれまでの国際法の基本原則と違って、平和的台頭論は発展の重要性を強調し、平和と発展を同等に位置づけており、平和と発展の相関関係を適切に語ったものである。④平和的台頭論は現行の合理的な国際法秩序に挑戦しないことを求めると同時に、広く認められる国際法規則を遵守することを前提に、その不合理の部分に対する修正を絶えることなく行ってゆくことを必要とする。要するに国家は現行国際法秩序の参加者、維持者、改革者と発展者となるべきである⁽³⁹⁾。

このように、中国学者の認識からみれば、現行国際制度・規範の正当性や妥当性に関してこれからの中国は基本的に否定的または革命的な態度で臨む必要はない。既存の国際秩序の受益者としてそれを革命的に変更させるような必要性も原動力も現在の中国には見られないというのである。むしろ、秩序・制度・規範の漸進的な改善がその目指すべき方向となるのである。つまり、これまで中国が歩んできた道が明らかにしたように、改革開放以後中国は現行国際法秩序を認め、遵守し維持するような姿で国際社会に溶け込んできている。国際経済のグローバル化と現行の国際法秩序があるからこそ、中国は平和的台頭を成し遂げることが可能であり、それゆえ現行国際法秩序に挑戦する意思はまったく有しないし、必要なものでもない。

もちろん、このことは、現行国際秩序のすべてが公正・合理的なものであり、受動的にそれに服従しなければならないことを決して意味するものではない。逆に、中国は既存国際秩序の不当な側面を十分認識すべきである。しかし、中国は暴力的な手段による現状の変更を主張したり、破壊的な方法で現行の国際秩序を揺るがしたり打破したりすることを求めるものではない⁽⁴⁰⁾。

(39) 李娟「“和平崛起论”对国际法发展的影响」『浙江万里学院報』2006 第 19 卷第 1 期 59 頁。

(40) 任晓「体系大转变：中国是重要的建设性力量」俞新天編集代表、前掲書（注 36）所収 45 頁。

国際法秩序とは、現行国際法を基礎とした、国際社会の各分野で形成された規範性原則、規則、制度および多数国間協力の組織形態で構成される共同体の法律体系を含むものであり、各分野に存在する国際システムの法律化・制度化である。国家は大小を問わず、また積極的か消極的かをも問わず、すべてこうした既存の国際法秩序の下で自らの生存の道を進めなければならない。この既存法秩序によりどの程度の利益を享受しどの程度の制約を受けるか、国際法規則の制定と解釈に関してどの程度の発言権をもつかに関して、国家がそれぞれ異なる事情におかれている。強国や大国は国際法規則の制定において主導的な地位を得ることが可能であり、弱い国や小国は、受動的に他国によって制定された国際法規則に服従する以外に選択の道はない。

そのため、合理的判断を成しうる国家あるいは成熟した外交政策は①時代の流れに適応し、国際社会の主流に身を投じ、国際法を用いて自らの利益を維持し、自らの安全保障と発展を求めると同時に、国際社会の平和と発展にも寄与すべき、②積極的に国際規則の制定に参加し、自らの意思と利益を国際規則の中に体现させるよう努力すべき、③現状を認め尊重する前提の下で国際法秩序の発展と改善を図っていくべきである。これはおそらく、今日の事情の下国家が国際法秩序に対して採りうる最も現実的・合理的な立場であろう。それゆえこのような秩序に関して中国が求めているのは国際社会の安定を維持すると同時に、平和的な協議、国際協力を通じて実現される現行の国際秩序の漸進的な改善と発展である⁽⁴¹⁾。

次に、平和的台頭を国際法秩序の妥当性を判断するための価値体系として組み立てようとする考えが存在する。建設的・温和的改革者の姿を描き出そうとするものである。

法は秩序と正義の総合体である。その中に秩序は法制度の形式的構造で
六八
あり、正義は法制度の実質的価値である。今日の国際法秩序において、形

(41) 饶戈平、前掲論文（注37）50、54頁。

式構造（秩序）と実質価値（正義）の間に終始一定の緊張感が存在する。これをどう適切に保てるかは勃興する大国にとっても大きな課題である。

換言すれば、国際法の価値体系は中国の平和的台頭との関連で国際法のさらなる発展の原動力や国家行為の基準にとどまらず、「悪法」を是正するための判断基準としても重要な役割をもつ。「悪法」を是正するための基準は必然として法の価値に依存し、「悪法」は法の価値をもって是正されるのである。法の発展は「悪法」の認定、否定および「悪法」に基づいた行為に対する制裁をもって成し遂げる。それゆえ既存の国際法規則に関して国際法の価値基準に基づき比較的考量・評価することを通してはじめて悪法を是正し悪法に基づいた行為を正すことが可能となる。

現行の国際法制度は中国にとって満足できない側面を多く有する。こうした現状の下で、責任ある大国として中国は国際法の価値体系を鮮明に打ち出し、それを基準に国際法規則に対する合理的な解釈あるいは修正を通して国際法の発展に寄与し国際法秩序の構築を推進すべきだといふのである⁽⁴²⁾。

平和的台頭は学問的解釈・演繹の対象である以前に中国政治指導者の戦略選択であり、中国にとっての根本的な重要性をもつ国家戦略でもある。「中国の平和的台頭は理論であり、戦略であり、発展の道標であり、政策であり、国家統治の新たな理念でもある」⁽⁴³⁾。国際法学におけるその戦略的意義は中国が目指すべき公平な国際法秩序の具体像の解析に求められている。既存の国際法秩序を受容できるものとするにとどまらず、公平・正義を実現できるよりよい法秩序の構築も大切となってくる。

つまり、平和的台頭は中国自身の主張・願望であるすぎず、その実現は中国の立場だけでできるものではなく、平和的な国際環境に大きく依存する。中国は平和的台頭にとって有利な国際秩序の形成に大きな力を注がな

(42) 高嵐君「中国的和平发展与国际法的价值体系」『法学评论』2006年第3期 108-110頁。

(43) 余敏友「中国和平崛起与全球治理」『法学家』2004年第6期 1頁。

なければならない。その一つは外交実行において国際法の基本原則を遵守し国際法規範の拘束を受け入れると同時に、中国が許容できる国際法秩序の構築を行っていかなければならないことである⁽⁴⁴⁾。平和的台頭は長い道のりであり、その過程において国際法の理論的価値体系をしっかりと構築しておく必要がある。

平和的台頭戦略の実現を追い求めるためには、以下のような基本価値を確立すべきだとされている。第1に、平和の秩序。これは国家を主たる主体とする国際法の基本的価値である。平和は多くの場合、単に戦争のない状態あるいは武力衝突のない状態を意味するものとして理解される。しかし、これは真の平和ではない。平和の正義性を見落としてはならない。平和の正義性とは平和的状态を作り出すための手段と目的が正当性を持たなければならないことを意味する。これまでの国際社会を見れば、強制の下での平和、二極対峙による平和、核威嚇下の平和などが存在してきた。これらは明らかに表面的な平和であり、真の平和の形成にとって大きな潜在的脅威であるにすぎない⁽⁴⁵⁾。

第2に、人間本位の秩序。これは国家の中にいる個人を主体とする国際法のより高い次元の価値である。平和的發展を進める過程で、人本位を国際法の価値として捉えるべきである。人本位の秩序とは人を根本とし、人間の社会に役立つ社会秩序を指すものである。国内法の理論において人本位の秩序理論がすでに確立されている。しかし、無政府状態の国際社会において、人本位の秩序の構築はきわめて難しい。にもかかわらず、国際法秩序は人を本位とするものでなければならない。

人を本位とする考えは最近中国の政治指導者らもよく語るものとなっているが、その思想は同一的な出どころであるというより、むしろ鮮明に対立的な源流を汲むものである。一つは、マルクス・レーニンの共産主義で

(44) 高嵐君、前掲論文（注42）104頁。

(45) 高嵐君、同上105-108頁。

あり⁽⁴⁶⁾、もう一つは、カントの自主主義である⁽⁴⁷⁾。

国際法秩序に関連して、人間本位の価値観は国際人権法の展開およびそれに対する中国の受容的姿勢を反映するものであるとされる。中国は平和的台頭の過程で真の平和の構築に力を入れると同時に、国内の人権をも一層重要視し、自国民の権利保障を国際体系における国家存立の前提として捉えるべきである。実際、人権の尊重は国家主権の真髓となりつつある。人権に対する国際法上の取り扱い、国際社会の基本姿勢、そして中国の取り組みを勘案すれば、人本位の国際法秩序の議論を避ける必要はまったくない。問題はむしろ人本位の国際法秩序の構築に対する中国の具体的な立場を明らかにすることである。

第3に、全人類の共通利益。これは人類全体を主体とする国際法の最高の価値とされる。国際主義はマルクス・レーニン思想に深く影響を受けた中国の国際法学においてかつてから強調された一つの視点でもある。また、中華思想の下で展開される「教化」あるいは徳をもって天下を治める「徳化」の考えの中にも中国を中心とした国際主義が深く根を下ろしたものである。

開放政策の遂行に当たって、中華民族の利益が人類全体の利益と密接に結び付くものであるという中国政府の確信が大きな意味をもつ。これに関連して中国の国際法学者らは早い段階から「全人類の利益の原則」を打ち

(46) そうした立場から人間本位の価値観を論じたものとして、刘杰「“以人为本”与中国民主政治的发展方向」『毛泽东邓小平理论研究』2004年第5期 65-70頁。

(47) 高嵐君、前掲論文（注42）、108頁。それによれば、カントは、民主・自由と人権の尊重を国際秩序の基本的要求として捉えた。広く解すれば、これは、国際秩序の構築と国際社会の中に生活する個人との間に重要な関連性が存在することを意味するものである。人は秩序のために存在するのではなく、秩序が人のために存在するものである。人本位の秩序は、平和的秩序を基礎に構築されるものであり、より高い次元の正義を体現するものである。

出し、主権原則との整合・調和の可能性を論じてきた。そうした認識は国際制度や条約の受け入れに伴う主権への制約を合理的な判断で受け入れる政策につながり、秩序からの「孤立」から秩序への参加を適切に捉えたものでもある⁽⁴⁸⁾。

このように、平和的台頭の戦略はイデオロギーや狭隘の民族主義を積極的に超越した国際協力の価値理念を提唱し、中国の主権観念、人権観念および民族の安全保障の危機意識に新しい内実をもたらしたとされる。

具体的には①中国の主権観念は次第にイデオロギーを超越した世界的な観念に合致するようになってきている。イデオロギーを切り捨てた視点にたっはじめて中国と世界の間係を適切に認識し、中国にとって有益な物的・文化的小および政治的文明を吸収することが可能である。②国際協力に関する中国の認識も次第に普遍的価値をもつ人権観念に関連するようになってきている。人権保護の国際協力に関して受動的で批判の対象であったこれまでの姿勢と異なり、中国は積極的に人権に関する自らの考えを主張するようになってきている。③中国の安全保障に関する民族の危機意識もより合理的なものとなっている。「独立した自主的發展」から「發展こそもっとも理にかなっている」という認識までの發展は、中国が植民地支配の対象というかつての民族心理の深層に潜んでいる危機意識から抜け出していることを意味するものである⁽⁴⁹⁾。

2 「平和的台頭」でみる中国国際法学の総括

他方、対外開放政策遂行以来、中国と国際法秩序の間係がどのように総括されるべきか。これは平和的台頭の政策選択と異なる別個の間いをなすものであるといえよう。ただ国際法秩序との関連で平和的台頭の可能性と

六
四

(48) 潘抱存「国家主权原则和全人类总体利益原则」『苏州大学学报』1985年第1期。

(49) 徐坚「和平崛起是中国的战略抉择」『国际问题研究』2004年第2期5-6頁。

現実性を適切に検証するためには、これまでの歴史を振り返ることがきわめて重要である。そうした視点から平和的台頭の妥当性を論証する過程で、中国と国際法秩序の関係の総括が中国学者の間に一つ自覚された課題となっている。だが、それゆえそうした総括が一定の目的に向けられる傾向に落ちやすく、適切なものであるかどうかを慎重に見極める必要がある。

実際のところ、「平和的台頭」に関連してここ 30 年弱の中国と国際法の間を振り返ってみると、中国学者の間には明確に認識されているわけではないが、対立または矛盾を内包する 3 つの見解が存在する。①これまでの関係を「平和的台頭」のプロセスと結果として捉え、既存の国際法秩序に対する中国の受容を、国際機構や多数国間条約にかかわる中国の実行と理論を検証することを通して論証するものである。②これまでの中国と国際法の間を部分的に既存の法秩序に対する挑戦として総括し、「平和的台頭」の基本方針の出現に伴ってこれまでの姿勢の修正を求める考え方である。③「平和的台頭」を国際法に対する中国の基本姿勢の継続と発展、とりわけ中国が提唱してきた平和共存五原則の継続と発展として捉えるものである。この認識は、中国と国際法の間を一定の枠組み内で持続させているという意味で①の考えと共通する側面をもつが、受容・参加の姿勢と異なり、平和的台頭をあくまでも中国が主導的に唱道している国際法秩序の基本枠組み内で捉えているところに特徴を有する。

このように、国際法秩序に対する中国の基本認識としての平和的台頭の妥当性を国際法学上論証する共通の目的を達成するために展開された、中国と国際法の間についての総括はかなり異なる様子を呈している。これは逆に、「平和的台頭」をもってここ 30 年の中国と国際法の間を当然として総括できるとはいえないことを示唆しているようにも思うわけである。以下、平和的台頭との関連で展開された中国学者の総括をもう少し具体的にみてみよう。

国際法秩序の受容としての総括

中国の国際法学を振り返って見ると、中国学者の間には一つの共通した認識が存在する。すなわち、開放政策以前では、中国は西側主導の国際社会による孤立化・封じ込め策を前にして妥協・協力せずひたすら対抗する立場をとり、国際法秩序に対しても基本的に挑戦者の姿勢をとっていたが、その後では、中国は次第に国際社会の規則について学習しそれに適合するようになり、国際社会に溶け込み国際法規範を遵守しながら国際法規範を国家政策の策定と実施のためにも利用するようになった。こうして、平和的台頭の戦略は、国際社会の法規範との30年弱の付き合い・学習・適応の結果として提出されたものであり、それゆえ国際法基本原則を尊重し国際社会の共通利益に適合した正当性のある政策決定でもある⁽⁵⁰⁾。

ここ30年中国と国際法秩序の関係を基本的に受容・参加として総括しようとする学者にとって、平和的台頭は一つのきわめて機能的フレーズとなる。彼らからみれば、国際法秩序に対する中国の受容と平和的台頭はまさに歩調の合わせた同一のプロセスである。「中国の“平和的台頭”の道は1978年中国共産党13回中央大会ですでに始まった。20数年来、中国が改革・開放の相互作用の過程で“平和的台頭”の道を歩んできた。すなわち、平和と発展を主流とする国際環境の下で、グローバル化に参加しながら特色のある中国社会主義の建設を自主的に行ってきたのである」⁽⁵¹⁾。あるいは「中国が大国として台頭すると同時に、数多くの国際機構に参加し、数多くの国際条約・レジームを受け入れ、国際規範を受諾してきている。その意味で、これまで中国の台頭過程は国際制度に対する中国の加入・受容の過程に重なり合うものであり、国際制度と規範の重要性に対する中国の認識変化の過程とも同一するものである」⁽⁵²⁾。結果として、中国はすでに国

(50) 王孔祥「从国际法视角看和平崛起」『河北法学』2005年第23卷第5期105頁。

(51) 余敏友、前掲論文（注43）1頁。

(52) 任晓、前掲論文（注40）44頁。

際社会に溶け込み、その現行の法秩序の下で平和的に発展し、平和的に台頭している。また、そうした平和的発展は国際法秩序の維持をも促進する。

言い換えれば、開放政策以後、中国は国際システムのよそ者または挑戦者の歴史的役割を改め、国際法に対する敵対的な立場を放棄した。国際社会に溶け込んでゆくことは一つの現実の政策となった。このような決断は世界の発展趨向に対する歴史的考察、中国と諸外国の国力に対する冷静な情勢判断と国家の利益にかかわる合理的な認識に由来する。対外開放は中国が国際社会を受容する過程であり、また国際法秩序に参加しそれを遵守する過程でもある。そして、それはまた自らを改める過程となり、世界に影響を与える過程となる。30年近い開放政策遂行の歴史が明らかにしたように、中国が実際この秩序に多くの利益を得ることができたし、その秩序の下で自らの発展と台頭を成し遂げている⁽⁵³⁾。

このような総括は主に国際法にかかわる中国の国家実行に対する検証を通して立証される。多数国間条約と国際機構への中国の参加、近隣諸国との外交関係が重要な例証としてあげられている。

まず、そうした受容的姿勢を明らかに示したのは多くの多数国間条約に対する中国の批准である。多数国間条約から遠ざかる国は自ら国際法秩序から孤立する道を選ぶものである。多数国間条約の受け入れ数は国際社会への国家の関与と参加の実際を図る上で、重要な指標となる。1949年から1977年の29年間、中国が批准した多数国間条約の数は31であるのに対して、1978年から2004年末までの26年間においてはその数は236に達した。ちなみに、1978年から1988年までの開放政策の最初の11年間で署名と批准した条約は122である。また、条約の数だけでなく、条約が規制する内容的範囲も大きく拡大され、ほとんどすべての分野に及んでいる。

六一 次に、国際機構への関与程度およびそこにおいて演じる役割は国際社会に対する一国の関与程度およびその国力の強さを判断する指標として認識

(53) 饶戈平、前掲論文（注37）51頁。

される。中国が多くの国際機構に参加している。1977年に中国が加入した政府間組織は21であり、1998年52に達した。国際社会の主要国が参加する国際機構の数との間にあまり差が見られなくなっている。

その間、国際機構への中国の参加に関して3つの新たな特徴があるとされている。①批判者から参加者への立場変化。アメリカや西側諸国が主導する国際機構に関して批判ひいては対決的姿勢をとっていた中国は次第に中国の改革開放政策に有利に働く国際法規範・制度の生成におけるその役割を評価するようになった。機構や制度の内部でその不合理の部分の改善を目指す姿勢も確認される。②もっぱら政治的国際機構から経済分野の国際機構への重点転換。③東アジア・東南アジアとの協力体制の構築に対する消極的姿勢から積極的姿勢への転換⁽⁵⁴⁾。

国際機構および多数国間条約への参加状況は国際法秩序を受容し、国際社会に溶け込む中国の姿の一側面である。これは、中国が自覚的に国際社会との協調を求めた結果であり、世界の構図にも深刻な変化をもたらしている。国際社会への融合は中国の開放政策の産物であると同時に、その目標でもある。中国の開放は平和発展の道を歩んできたものである。そうした平和は国際法秩序と密接につながっている⁽⁵⁵⁾。

このような認識は中国の学者に限定せず、中国の外交実行を検証する多くの外国の学者の間に広く共有されるものである。たとえば、Rossは次のように指摘する。「国際秩序に対する中国の受容は、一つの単独な出来事によるものというより、一つの漸進的プロセスで具体化されるものである。この過程の開始時期に関して正確なことはいえないが、およそ1997年から2001年まで、中国政府は普遍的と地域的国際機構、とりわけ地域的な安全保障関連の機構に対する見方を根本的に改めることとなった。この間、中国は地域的な安全保障関連の機構に対してとってきた懐疑的な立場を捨て

六〇

(54) 蔡鹏鸿「变动中的国际组织与中国的和平崛起」『世界经济研究』2004年第10期33～38頁

(55) 饶戈平、前掲論文（注37）51-52頁。

次第に支持的な姿勢を表明するようになった」⁽⁵⁶⁾。

さらに、中国とアジア諸国の外交関係を検証することを通して、一部の学者は既存の国際法秩序の枠内で行動する中国の基本姿勢を確認できている。それによれば、確かに中国はアジアにおける主要大国の一つであり、その影響力も次第に大きくなっているが、アジア地域の秩序がすでに中国中心のものになっているとはいえない。むしろ、中国の拡大しつつある力と威信は地域発展のダイナミクスに変化をもたらし、新しいアジア秩序の形成を促している⁽⁵⁷⁾。

事実として中国の力と影響力は拡大しつつあるが、地域の安定につながる試みも積極的に行われている。中国は徐々に友好な隣国と建設的なパートナーとみなされ、地域的な多数国間外交にも積極的に加えるようになってきている⁽⁵⁸⁾。中国はアジア地域において既存の秩序を破壊する力としてではなく、むしろその現状維持の力として重要な役割を果たしている。共産主義のイデオロギーを輸出するかつての行動様式とは大きく異なり、中国は既存の国際秩序と国際法における優等生のように振舞っている。実際、中国が抱えるほとんどの領土紛争が交渉を通して平和的に解決され、その結果として20,222キロメートルの陸地国境線を画定した条約が多くの国との間に交わされたのである⁽⁵⁹⁾。

このように、大国として中国の影響力は強くなっているが、その基本性格は、制度、規範および規則の形成において大国がもつ一般的な役割と何ら違いを有するものではない。既存国際秩序の歴史的被害者と大国支配の

(56) Alastair Iain Johnston and Robert S. Ross, eds., *Engaging China: The Management of an Emerging Power* (London: Routledge, 1999).

(57) David Shambaugh, “Return to the Middle Kingdom? China and Asia in the Early Twenty-First Century”, in Shambaugh, *supra* note 20, 24.

(58) Evan Medeiros and M. Taylor Fravel, “China’s New Diplomacy”, *Foreign Affairs* 82, no. 6 (November–December, 2003), pp. 22–35.

(59) Fu Ying, “China and Asia in the New Period”, *Foreign Affairs Journal* 69 (September (2003), p. 1.

対象という中国のかつての自己認識の影が相当払拭され⁽⁶⁰⁾、国際秩序を受容し、その維持と機能改善に加えるような姿勢が鮮明になっている。その意味で、中国は国際秩序における大国の一つになる以前、まず国際共同体の一員あるいは普通の国家になろうとしている。

規範の領域に関しては、中国が相次いで「新安全保障概念」、「戦略的パートナーシップ」といった概念を打ち出し、国家間関係を規律し紛争防止に関する新しい規範的提案を行ってきた。それらはアジア諸国にも妥当なものとして受け取られている。アセアンにおける中国の関与がその一つの好例である。実際、経済発展に有利な平和的環境を創出するために、中国はその地域的な環境の改善に積極的に関与していくべきであるという決断を下し、周辺諸国との関係改善に大きな力を入れてきている。具体的に、①戦略的パートナーシップの構築や地域的機構との協力。②二国間の政治的・経済的関係の強化。③経済的関係の拡大。④安全保障に関する不信と不安を払拭すること、などがあげられる⁽⁶¹⁾。

こうして、中国は経済の発展を成し遂げる過程において自らの行動様式をも大きく変化させ、国際秩序思考のメインストーリーから逸脱するものではなく、むしろアジア地域において中心的プレーヤー、そして地域の安定と安全保障の促進を求める責任ある大国として自らの位置づけを見直している⁽⁶²⁾。

「平和的台頭」で切り開く国際法秩序の新思考

ここ 30 年中国の発展を国際法秩序に対する中国の受容と重なり合うプロセスとして、それゆえ平和的台頭の一形態として解く上記の認識は広く共有され、大きな批判または挑戦を受けていないといえる。ただ他方では、一部の学者が平和的台頭を用いてこれまでの中国と国際法の関係を反省

(60) Shambaugh, supra note 20, p. 25.

(61) Ibid., p. 29.

(62) Ibid., p 2.

し、新たな思考・行動を求めているのも事実である。言い換えれば、正面から上記の認識を否定するものではないが、平和的台頭の原理に合致しないこれまでの実行・政策が批判の俎上に載せられるようになった。幾つかの分野で新たな対応が求められている。

まず、国際裁判の利用による紛争解決について中国のこれまでの消極的姿勢が改められるべきだと主張される。つまり、中国が国連安保理の常任理事国として国際機構への参加に関して先進諸国との間と比べれば広さと深さの面で後をとっており、国際司法機構への参加・利用に関しては消極的姿勢が際立つ。しかし、平和的台頭は国際社会における名誉、影響力と地位の絶えない上昇であり、平和的に台頭しつつある中国は国際法秩序の形成に一定の役割を演じている国際裁判制度への参加に積極的態度をとるべきとされる⁽⁶³⁾。

また、中国の伝統的な「愛国主義と国際主義」精神を反映した国際法理論に関して、グローバル・ガヴァランスの発想を取り入れるべきという主張も見られる。つまり、中国学者が一貫して提唱してきた国際主義の国際法理論は時代の発展に応じて一層充実され、更新され、発展されるべきである。21世紀の中国は地球規模の視野・理論と制度的な創造性をもつ、人類の発展に利するような国際法学を求めるべきである。国際法を用いて国家と国民の利益を維持すると同時に、人類の生存と持続可能発展に応えるような国際法の生成にも中国が貢献してゆくべきである⁽⁶⁴⁾。

さらに、国際経済法の分野においてそうした批判的反省が一層顕著である。「平和的台頭」を契機に、国際経済法に対する中国の基本姿勢が問われることとなった。その問題意識はこうである。「中国はなぜ現行の国際経済法秩序を根本的に見なす行動に出る必要がないのか。現行国際経済法秩序の打破を目指さないことと新国際経済秩序の主張との間に矛盾が見られな

(63) 龚向前「国际争端解决机制与“和平崛起”」『战略与管理』2004年第4期 34～37頁

(64) 余敏友、前掲論文（注43）1頁。

いのか。国際経済法秩序に関して、中国はただ消極的に取り入れ、積極的にそれに参与したはその改善や構築に主導的に役割を演じないのか」⁽⁶⁵⁾。

そうした問題意識から、中国にとって国際経済法秩序の制度的形式と実質価値（秩序と正義）との関係をどう捉えるべきかが当面の喫緊の課題であるとされる。この課題の解消は、国際経済法秩序が中国にとって基本的正義を反映しているものであると認識することにかかわる。言い換えれば、中国は国際社会の共通利益と自国の特定利益を維持し、実用的視点から秩序と正義との関係に適切に対処し、過度に自らの求める国際正義を訴え、重すぎた正義の要求によって秩序の機能不全をもたらすようなことを行うべきではない。

これまで中国国際経済法学界では、中国は新国際経済秩序の創設に努力すべきだという意見が強い⁽⁶⁶⁾。ここでの「新国際経済秩序」は実際のところ「秩序」というよりも「新」を強調するものである。言い換えれば、国際経済法秩序の創設、維持および変更に関して、「正義」の主張が「秩序」を優越するものとなっている。しかし、中国が「平和的台頭」を打ち出した以上、「秩序」と「正義」との関係の取り扱いにおいて新たな方向性も可能となる。すなわち、国際経済の法的関係において「秩序」の主張が「正義」を優先する考えである。「秩序」と「正義」のいずれかを優先的に選択することは中国にとって国際経済法にかかわる事項を処理する際の避けて通れない課題となる⁽⁶⁷⁾。

(65) 徐崇利「国际经济法律秩序与中国的“和平崛起”战略」『比较法研究』2005年第6期79頁。

(66) 新国際経済秩序を求める中国の基本姿勢に関して今のところ、明確に反省する政府の態度表明は見られたわけではない。学界においても未だに中国が新国際経済秩序の創立を求めるべきだとの主張が、意識的なものであ
五六
るかかどうかは不明であるが、多く見られる。平和的台頭と新国際経済秩序の追求は矛盾するものではないとする考えは、任晓、前掲論文（注40）45頁。

国際社会の力構造が終始強国または先進国に傾斜しているものであり、国際経済法秩序の構築においても利益の相対的比較からすれば先進国に有利な側面が多い。このような秩序構造の維持は明らかに先進国にとってより多くの利益の実現につながる。それであるならば、はたして中国は多くの途上国とともに現行の国際経済法秩序の徹底的打破を求めるべきであろうか。答えは非である。理論上、最低限度の正義すら維持されないような状態において、現行の国際経済法秩序の徹底的再建を主張することがはじめて正当性を得るものである。確かに現行秩序は途上国の要求の満足には遠いものであるが、最低限度の正義基準にも達しないと断定するのは早計である。事実として多くの途上国や近時の国際的な市民活動の努力もあって、IMF、IBRD および WTO において、先進国は途上国の実質的平等の正当な要求をもはや無視することができなくなっている。

そのため、妥協または中庸的道を求める発想が重要となってくる。ここでは、秩序維持の主張と世界政治の公正な変革を求める主張とは互いに排斥しあうものではなく、時には相互調和的なものになりうる。世界政治秩序を支える制度が末永く持続していくために、ある程度公正な変革の要求にこたえていかなければならない。それゆえ秩序という目標を追求する合理的な行為は正義の主張をも考慮しなければならない。同様に、公正な変革の要求も秩序維持の目標を考慮すべきである。というのは、すでに生じた変革は秩序の維持を規律する特定の制度の中に取り込まれてはじめて安定性を保つものとなるからである。このように、最低限度の正義が満足できる現状の下で、中国は南北関係の問題を単純化・イデオロギー化することを避けるべきである。これまで、何人かの国際経済法学者は南北対立の消極的な側面ばかりに焦点をあて、中国が途上国とともに対抗的な立場で南北間の対立を解消すべきだと主張してきた。このような考えは反省されるべきである。平和的台頭を目指す中国にとって、安定した国際政治環境

(67) 徐崇利、前掲論文（注 65）90-91 頁。

だけでなく、相対的に安定した国際経済法秩序も必要である⁽⁶⁸⁾。

平和共存と平和的台頭

平和を語ることは多民族国家の中国において長い歴史をもち重要な意味を有する。歴史上の「和為貴」、「和而不同」や新中国の「平和共存」といった理念においては、異なる体制・価値観を前提にした国家・社会の生存の摂理が内包されていた⁽⁶⁹⁾。平和的台頭もまたその文脈で語られる一面をもつ。「平和」を用いて中国の国際法学の特徴を見出そうとする試みは中国学者の間に多く見られる。彼らにとって、平和的台頭もまた平和共存を特徴とする中国国際法学の延伸・発展である⁽⁷⁰⁾。

平和共存は中国国際法学を語る上大きな意義をもつ。中国にとって、領土主権の相互尊重、領土の不可侵、国内事項への不干渉、平等互惠および平和共存を内実とするこの原則は中国の独自の外交政策の基本原則であり、国際法の中核的原理であり、国際秩序の構築にとって重要な意義をもつ。それゆえ、中国の国際法学の基本体系を構築するための基本枠組みでもある。

「この原則は、中国、インド、ミャンマーによって積極的に提唱され、ほとんどの国によって国際関係を取り扱うための原則として承認され、1955年のバンドン国際会議で平和共存の五原則が認められ、『国家の経済的権利義務憲章』という国連総会決議において平和共存五原則が国際関係の基本原則として認められている。そのため、この原則は現代国際関係の基本原則の一つである。この原則は国際の平和と安全の維持や各国の協力の促進に大きく寄与している。これは、中国が国際法の発展に対して成

(68) 徐崇利、同上 92-94 頁。

(69) 裴远颖、冯昭奎、前掲論文（注 29）に参照。

(70) 杨泽伟「和平五项原则在建立国际秩序中的作用」中国国际问题研究所编『论和平共处五项原则——纪念和平共处五项原则诞生 50 周年』（世界出版社、2004 年）279-280 頁。

した最も重要な貢献でもある」⁽⁷¹⁾。

ただ厳格に言えば、平和共存はその元来の趣旨からすれば、既存の国際法秩序の受容を意味するものではない一方、当然のようにそれに対する挑戦、少なくとも積極的な挑戦を意味するものでもないのである。既存国際法秩序の外に置かされていたという特定の歴史背景の下で、この原則は既存国際法秩序への孤立的な挑戦者の姿を映し出す一方、その独自性を強く出したものでもある。言い換えれば、近代国家間関係の現実を踏まえて限られた外部世界との関係を構築できるために確認された最低限度の法的基本原則である。

もちろん、基本原則として平和共存と既存国際法秩序との間に根本的対立が存在するというわけではない。ただ実行上、平和共存の原則が国際法規範の受け入れを拒絶するための口実として使われていることがしばしばある。人権、国内政治の民主化などの問題で、内政不干渉に関して中国がとってきた頑な姿勢はその典型的な一例である。既存国際法秩序の歴史的被害者と大国支配の対象という中国の近代にかかわる自己認識こそ、平和共存を支える精神構造である。その結果、そうした被害者の地位の救いとなるような主権・平等・内政不干渉の原則は正当性、妥当性の判断を完全に国家の自らの手に委ねられ、絶対的価値をもつものとなる。

開放政策の展開に伴って平和共存原則は国際法の発展に対する中国の重要な貢献の一つとして捉えるようになった⁽⁷²⁾。そうした認識の延長線上、一部の学者は、平和共存と平和的台頭を結びつけ、両者の関連性または継続性を論じている。平和的台頭と平和共存五原則の間に次のような承継性が主張されている。第1に平和的台頭と平和共存原則の一致性。具体的に

五
三

①その共通の理論的淵源はレーニンの平和共存思想に遡る。②共通の文化的基礎。中国の伝統的な「和・合」の文化は平和共存五原則と平和的台頭

(71) 朱奇武『中国国际法的理论与实践』（法律出版社1998年）54-55頁。

(72) 王玫黎「和平共处五项原则推动当今国际法的发展」中国国际问题研究所編、前掲書（注70）313-324頁。

戦略の文化的基盤である。③一致した戦略的目標である。すなわち、両者はともに中華民族の復興を目標とするものである。第2に、両者の相互依存性。平和共存五原則と平和的台頭は、相互依存的な関係をもち、前者は後者の基礎であり、後者は前者の体现である⁽⁷³⁾。

また、平和的台頭は平和共存五原則を発展させたものであり、国家の基本戦略を内向きの性格から外向きの性格に変化させる新しい理念である。東ヨーロッパの激変を目にした中国の指導者は内向きの政策を強調し、国内経済の発展を最優先課題として取り組んできた。平和的台頭戦略を打ち出したことにより、国際社会において一定の役割を演じていく姿勢が鮮明になっている⁽⁷⁴⁾。

このように、平和共存五原則は確かに「戦争や革命」がそろそろ終結になろうとしたことを時代背景に提出されたものであるが、平和と発展という今日の新しい国家間関係の本質を具現したものである⁽⁷⁵⁾。このような捉え方は、ある意味で中国政府が国際関係の基本原則について示した新たな認識とも合致する。

異なる時代において国際秩序のあるべき姿について中国が様々な叙述を展開してきたが、平和共存と国連憲章の趣旨・目的・原則を常にその中核的な内実としてきている。今日では国際秩序に対する中国の基本認識の中で、国際関係の民主化・多様化、安全保障の新しい理念、均衡の取れた発展と国連システムの尊重が新しい側面として取り入れられた。平和共存は新しい時代で新しい内実を持たされたのである。しかも、総じて言えば、中国においてしばしば「新秩序」の確立が語られているが、実際のところ

(73) 蔡丽华、張麗紅「从和平共处五项原则到和平崛起战略」『理论学刊』2006年4月第4期73-75頁。

(74) 楊浩勉、前掲論文（注38）55-58頁。

(75) 夏立平「和平共处五项原则与中国和平发展道路」『当代中国：转型・发展・和谐』（上海市社会科学界联合会编、上海人民出版社、2005年）第2卷所収373頁。

では第2次世界大戦後形成された国際秩序の基本原則の維持を求め、これらの原則を確立した国連システムと戦後体制を安定させることがその最大の狙いである。それゆえ「新秩序」の創設は実質のところ、「旧体制」の維持を求めるものであるといわれる⁽⁷⁶⁾。

IV 結びにかえて——国際法秩序の受容をどう評価すべきか

これまで述べてきたように、平和的台頭との関連でここ30年中国と国際法の関係の総括には多様な見方が存在する。その妥当性がどのように評価されるべきであろうか。これは国際法秩序に対する国家の基本姿勢をどのような指標をもって評価するかの問題に関連する。中国に関しては、さらなる二つの点が重要であろう。一つは既存の法秩序の挑戦者から受容者・参加者までの姿勢変化の意義とプロセスである。もう一つは法秩序のあり方に影響を及ぼす大国の台頭の意義である。

1 制度・法規範の受容と実用主義

国際法規範・制度に対する中国の受容は規範・制度との付き合いを通して学習し徐々に展開されるプロセスである。その際、実用主義に基づいた合理的判断は大きな役割を演じたといえる。時には規範・制度による主権の制約が強いられていたが、国際法規範・制度の受諾によって多くの利益が享受できるという確信が動揺されることはなかった。

これには1990年初期中国の指導者鄧小平が打ち出した「韬光養晦」の国家戦略に密接に関連する。中国の古典用語であるが、「韬光養晦」は主に次のような意味を持つものとして理解される。すなわち、真の動機と実力を
五
一 一ひたすら隠し、忍耐強く理想を追求し、理性的な計算で台頭を図ることで

(76) 張劍荊『通向大国之路的中国策——中国崛起』（新華出版社、2005年）316-320頁。

ある。忍耐こそ、この政策の核心である。大国として振る舞いではなく、実利を得ることが可能であれば既存秩序の枠内で自らの発展を成し遂げてゆくことがもっとも大事だということである⁽⁷⁷⁾。

「韬光養晦」はあくまで対外関係に関する立身術であり、国際関係理論ではない。それゆえ中国の対外戦略を語るものとして目標やビジョンにかかわるその曖昧さが残される。実際、米国の対中国政策において平和的発展、武力による紛争解決の禁止、内政不干渉といった中国が口にする原則もしばしばその真の戦略的野心を隠すものとして捉えられていた。そもそも実用主義の先に秩序の維持における安定さが捉えにくいのである。その意味で、「平和的台頭」は「韬光養晦」戦略の真髓を受け継ぎながら、国家戦略の目的またはビジョンを明確にしたところが大きく評価される⁽⁷⁸⁾。

国際の平面で国際法秩序に対する中国のビジョンを語る必要があるから、近年さまざまな理論が研究されているだけでなく、中国の独自の国際関係理論を発展させるような試みもなされている。その過程で、決して偶然でない、注目に値する一つの傾向がある。新自由制度主義の発想を積極的に受け入れ、規範・制度に対して合理主義に基づく判断が強く主張されていることである。

自由主義学派の一流派としての国際制度理論は、ここ数十年大きな発展を遂げ、国際関係論における自由主義学派の主たるものとなっている。この学派は地球規模の危機・ガヴァランス、倫理・価値観、地域の相互依存、国際制度と規範、国家に及ぼす国際規範の影響、国家や非国家主体の活動舞台としての国際機構、国際機構の内在的規制力およびそれをめぐるパワーゲームの展開などといった多岐にわたる問題を課題として取り扱っている。1970年代以後の国際関係の変化を的確に捉えたものでもある。

(77) 張劍荊、同上 294-301 頁。

(78) 高飛「从韬光养晦到和平崛起——评中国外交的策略调整」『太平洋学報』2006年第1期 7-9 頁。

中国の国際関係論において自由主義国際制度学派の研究が最も顕著な成長を成し遂げた分野の一つである。国際規範・制度に参加する中国の姿勢変化のほか、中国の国内政治経済の基本傾向が規制緩和と市場化に傾いていることが大きな原動力となった。開放政策以後、中国の自由主義国際制度学派は次第にその発展の「黄金時代」に入った。現実主義の停滞ぶりと対照的に、国際制度学派は上昇の趨勢を保てた。また、社会的構成主義学派と異なり、国際制度学派は社会現実と密接につながり、そこから大きな活力を得ていた。自由主義という敏感の用語もあるが、国際制度理論は中国の外交と国際戦略が重要としている多くの課題の解決に貢献できるものとして最大限生かされることとなった。WTO、CTBT、APEC、PKOなどの国際制度・規範への参加と利得分析が多くの場合この理論を通して行われるようになった。今後も中国の政治風土の下で大きな発展の潜在的可能性を潜めた理論の一つであると予測されている⁽⁷⁹⁾。

2 受容と抵抗の狭間

現実主義の悲劇的論理に対抗して、制度・法規による秩序の構築・安定が可能であるとする一部の学者は、国際法規・制度にかかわる中国の国家実行をもって、中国が現行法秩序の維持者になっているし、将来もそうなるに違いないと見る。Johnston は、国家が国際秩序の革命的修正を追求するものとなるか、それとも現状維持を求めるものとなるかとの判断は国家と国際制度・規範の関係に対する評価を通して確実にできると考える。国際機構への参与率、規範順守を中心とした機構内での行動様式、機構の趣旨・目的の変更への態度、軍事力を含む力行使の形態などの基準を用いて、Johnston は中国と国際法秩序の関係を次のように評価した。1996
四九 年中国が参加した普遍的および地域的ものを含む各種の政府間国際機構の

(79) 王逸舟編集代表『中国国際関係研究(1995-2005)』(北京大学出版社、2006年) 13頁。

数はアメリカの70パーセント、インドの80パーセント、世界の平均的水準の180パーセントに当たる。普遍的政府間国際組織に関していえば、中国が参加したのは全部で30個であり、アメリカの33個に対しての参加率が90パーセントである。こうした国際組織への中国の参加の量をみれば、「中国は国際レジームのほぼ全面的な参加者となっている」ことから、中国は既存国際法秩序に対して修正主義の国家ではないと結論付けた⁽⁸⁰⁾。こうした考えは「平和的台頭」をもってここ30年中国と国際法秩序の関係を総括する中国学者の認識とも共通する。

確かに、国際法秩序への関与度を示すこうした素材を重要なものとして評価することは大切である。ただ同時に、これについて法秩序の受容と法規範・制度の実効性の側面から中国と国際法の関係の検証を適切に行っていくためにとりあえず3つの点を指摘しておきたい。

第1に、ここ30年中国と国際法秩序の関係は基本的に対決的・革命的ではなく、調和的・変革的であるといえる。しかしこうした現実が国際秩序について中国がもつ基本価値と国際法秩序を支えている基本価値との一致を基盤としたものによるか、それとも中国が発展・台頭を求める過程で歴史的偶然であるいは「韬光養晦」という対外的立身術による自制で国際法秩序の受容を可能にしていることによるかは、必ずしも自明なものではない。文明の衝突や覇権の争いといった国際秩序の枢要課題に関して常にその中心的要素とされる中国に関して、こうした問題意識が一層重要である。事実として法の支配や民主主義といった国際法秩序の基本価値に関して中国は未だに明確な姿勢を表明していないのである。

第2に、法秩序の受容を結果としてみるだけでなく、その受容のプロセスを検証することも重要である。条約の締約国といっても条約の制定および受け入れの過程において相当異なる立場をとっているのも事実であるか^{四八}

(80) Alastair I. Johnston, "Is China a *Status Quo* Power", *International Security*, Vol. 27, 2003, pp. 13-14.

らである。また、国際組織の加盟国といっても制度・規範の受け入れる過程においてさまざまな利益考量が展開されている。

第3に、受容のプロセスにも関連して、国内的な適用・実施の現実を見る必要はあろう。単に一つの静的状態を確認するのではなく、一つの動的な受容プロセスを検証することが重要である。これを通して中国と国際法秩序の関係を一つの抵抗、受容および姿勢変化の混在したプロセスとして捉えることが可能となる。これはまた中国における国際法展開の実際を如実に描き出すことにとって大切な作業である。

こうした問題意識は、「平和的台頭」をもってここ30年の中国と国際法秩序の関係についての単線的な総括と異なり、国際法秩序と向き合う中国の国際法学の実際を検証し、受容・抵抗・挑戦が入り混じった実行・思考・理論を体系的に描き出すことにとって重要なものとなろう。

（なお、本研究は平成18年度日本学術振興会科学研究費補助金（基盤研究（B））による研究成果の一部である。）